

- ◎ 定例会 「高齢者施設について学ぶ」6月1日(木)曇り 参加者23名+同伴者1名
～ 勤労福祉会館大会議室でベネッセ介護相談室の大野真一講師の解説を受け学ぶ ～

【種類】

- 特別養護老人ホーム(特養)

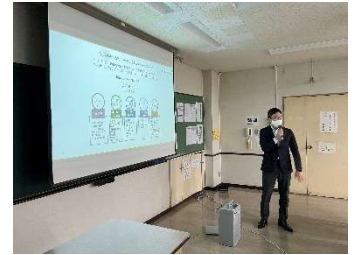
原則、65歳以上、介護保険の要介護3以上、常に介護が必要な状態で、かつ、自宅での介護が困難な方が対象となる公的な施設

- 介護老人保健施設(老健)

要介護1～5の認定を受け病状が安定していて、入院治療の必要がない方で家庭への復帰を目指してリハビリを行う施設、滞在期間は3か月程度

- グループホーム 認知症対応型共同生活介護

要支援2・要介護1～5の認定を受け認知症の診断を受けている方。原則としてお住いの市区町村以外の施設には入居できません。介護スタッフの援助を受けながら自立した共同生活を送る。



- 介護付き有料老人ホーム

要支援-要介護の方、介護サービスの提供を受けます。食事、健康管理、掃除、洗濯、入浴、排泄等

- 住宅型有料老人ホーム

自立～要介護5の方、食事、健康管理、掃除、洗濯、入浴、排泄等のサービスを受けられます。

- サービス付高齢者向け住宅

自立-要介護5の方、住み慣れた地域で安心して暮らせる高齢者向け賃貸住宅

※ 施設入居時、お金が必要です。初期費用、月額利用料、介護上乘せ介護サービス費用など、健康で暮らせるよう頑張りましょう。自宅で生活するのが困難になった時は地域包括支援センターへ相談してください。ベネッセ大野さんに相談してください。

沢山の参加をいただきありがとうございました。健康で暮らせるよう頑張りましょう。

<報告：窪和雄>